

## 四日市公害の歴史

おもなでき事 と 住民の動き	行政の動き	企業の動き
<p>S 30 水質汚濁・異臭魚の出現</p> <p>S 32.11 四日市市午起埋立地（69 万㎡）着工</p> <p>S 35 異臭魚がとれる範囲が、四日市の沖合 4 キロまで広がる</p> <p>磯津地区でぜんそく症状を訴える人の増加</p> <p>3 東京築地中央卸売市場で「伊勢湾の魚は油臭いので、            厳重な検査が必要」と通告</p> <p>4 塩浜地区連合自治会、ばい煙、騒音、悪臭等公害につ            いて市に陳情</p> <p>10 「伊勢湾汚水対策漁民同盟」結成（鈴鹿以北の 15 の            漁業協同組合）</p>	<p>S 28 三重県、「伊勢湾一帯工業地帯の設備基本計画」策定</p> <p>S 30. 4 通産省、「石油化学育成対策」策定</p> <p>S 33.11 「工場排水等の規制に関する法律」公布</p> <p>12 「公共用水域の水質の保全に関する法律」公布</p> <p>S 35. 8 「四日市市公害防止対策委員会」発足</p> <p>11 四日市地域で二酸化鉛法による SO<sub>2</sub>（二酸化硫黄）測定、            降下ばいじん測定開始</p> <p>12 「伊勢湾汚水対策推進協議会」発足（異臭魚の調査と漁            業補償）</p>	<p>S 16. 1 石原産業(株)四日市工場 操業開始</p> <p>S 18. 7 大協石油(株)（現、コスモ石油(株)）四日市製油所 操業開            始</p> <p>S 27. 1 三菱モンサント化成(株)（現、三菱化学(株)）四日市工場 操            業開始</p> <p>S 28. 7 三菱化成(株)（現、三菱化学(株)）四日市工場 操業開始</p> <p>S 30. 4 四日市旧第 2 海軍燃料しょう跡地に昭和四日市石油(株)            が進出決定</p> <p>9 中部電力(株)三重火力発電所送電を開始（石炭）</p> <p>S 34. 4 昭和四日市石油(株)四日市製油所 操業開始</p> <p>4 第 1 コンビナート稼動(石油精製、電力)</p> <p>6 三菱油化(株)（現、三菱化学(株)）四日市事業所 操業開始</p> <p>10 四日市合成(株) 操業開始</p> <p>S 35. 4 日本合成ゴム(株)（現、J S R(株)）四日市工場 操業開始</p>

<p>S 36 9 塩浜地区連合自治会が公害について地区住民にアンケートを実施</p> <p>10 四日市総連合自治会での決議(公害の早期解決と工場側の防止設備の改善を求める)</p> <p>10 四日市市午起埋立地(69万㎡)完成</p>		<p>S 36. 4 松下電工(株)四日市工場 操業開始</p> <p>10 中部電力(株)三重火力発電所(12万5000kW)わが国初の重油専燃発電ボイラー完成</p> <p>三菱化成(株)四日市工場廃ガス設備に電気集じん機を設置</p> <p>日本合成ゴム(株)四日市工場、水質酸化池(ラグーン)を設置</p> <p>三菱油化(株)四日市事業所、排水処理のため、中和槽・沈殿槽を設置</p>
<p>S 37. 2 塩浜地区連合自治会から市長へ公害について3項目の要求</p> <p>7 塩浜地区連合自治会から知事へ公害についての趣意書を提出</p>	<p>S 37. 2 四日市市公害防止対策委員会が調査結果を中間報告(ばいじんは川崎より少ないがSO2は多く、特に磯津はひどい)</p> <p>2 四日市市公害対策委員会、市長に「都市計画に基づく移住が必要」と答申</p> <p>6 「ばい煙の排出の規制に関する法律(ばい煙規制法)」公布</p> <p>8 三重県立大学医学部附属塩浜病院で公害病の無料検診実施</p> <p>8 四日市市塩浜地区で初の公害検診実施、磯津に気管支系疾患顕著</p> <p>8 四日市市住民健康調査実施(以後毎年実施)</p> <p>9 「四日市地区大気汚染対策協議会」設立(大気汚染とぜんそく患者の疫学調査) 解散(S 46.10)</p> <p>ばい煙の排出基準に関する法律の地域指定訴える</p> <p>12 四日市市磯津町に県下で初のSO2自動測定機設置、測定開始</p>	<p>S 37. 4 三菱油化(株)川尻工場 操業開始</p> <p>8 味の素(株)東海工場 操業開始</p>
<p>S 38. 6 「公害防止高浜町婦人大会」開催</p> <p>7 「四日市公害対策協議会」発足</p> <p>7 「第一回公害をなくする市民大会」開催</p> <p>8 塩浜地区自治会が医療費負担開始</p> <p>9 三重県立大の吉田教授が県医学会で亜硫酸ガスと発作の関係を発表</p>	<p>S 38. 7 三重県に「公害対策室」設置</p> <p>8 四日市市衛生課に「公害対策係」を配備</p> <p>8 三重県公害パトロールカーを四日市保健所に配備</p> <p>11 厚生・通産両省による四日市地区大気汚染特別調査会(黒川調査団)現地調査</p>	<p>S 38. 2 油化バーディッシュ(株) 操業開始</p> <p>4 大協和石油化学(株)(現、協和油化(株)) 操業開始</p> <p>4 大協石油(株)午起製油所 操業開始</p> <p>4 三菱江戸川化学(株)(現、三菱瓦斯化学(株)) 操業開始</p> <p>6 中部電力四日市火力発電所 送電開始</p>

<p>S 39 東海労働弁護団に訴訟の相談</p> <p>1 四日市医師会が公害対策委員会を発足 市長に公開質問状 ( S 39. 7 )</p> <p>4 公害患者が肺気腫で死亡 ( 公害犠牲者第 1 号 )</p> <p>S 40. 4 「四日市公害患者を守る会」結成大会</p> <p>S 41. 7 四日市公害対策協議会が「公害反対市民集会」開催</p> <p>8 東海労働弁護団、三重県労協、四日市公対協が、公害訴訟について第一回準備会</p> <p>11 四日市市平和町 67 戸集団移転 ( S 43 年まで )</p>	<p>S 39. 5 四日市市と三重郡楠町がばい煙規制法の規制地域に指定</p> <p>6 厚生省委嘱による統計研究会( 都留調査団 )が現地調査( 公害による損失評価、補償対策に関する研究 )</p> <p>6 四日市市立小学校、幼稚園に空気清浄機設置 ( 189 台 )</p> <p>6 異臭魚分布調査</p> <p>9 四日市市で「公害人体影響調査」実施</p> <p>10 「三重県公害対策特別委員会」設置</p> <p>S 40. 2 「四日市市公害関係医療審査会」発足</p> <p>4 厚生省委託「学童の大気汚染影響調査」開始 ( S 44 年まで )</p> <p>5 四日市市が公害患者の治療費を負担する制度発足 ( 18 人を認定、うち 14 人が入院患者 )( 医療費の無料化 )</p> <p>6 三重県立大学医学部附属塩浜病院に空気清浄病室設置 ( 24 床 )</p> <p>S 41. 3 水質保全法による規制水域 ( 四日市・鈴鹿水域 ) となる</p> <p>4 四日市市立病院に空気清浄病室設置 ( 18 床 )</p> <p>4 7 小中学校に公害選任の養護教諭を設置</p> <p>5 ばい煙規制法の 2 カ年の猶予期間を終了し本格適用</p> <p>8 四日市都市公害対策研究会が都市改造計画「マスタープラン」を答申</p> <p>10 水質保全法に基づき四日市・鈴鹿水域の水質基準設定</p> <p>10 「四日市公害対策審議会条例」制定 ( 四日市市公害防止対策委員会解消 )</p>	<p>11 第 2 コンビナート本格稼働</p> <p>中部電力四日市火力、高層煙突 ( 120m ) を設置</p> <p>三菱油化四日市事業所、ボイラー排ガス中の SOx、ばいじんを削減するため、副生燃料燃焼設備を設置 ( S 42、43、46 年追設 )</p> <p>S 39 中部電力四日市火力、研究のため、3 号ボイラーに脱硫装置 ( 活性マンガ法 ) を設置 ( S 53 年撤去 )</p> <p>昭和四日市石油、アスファルト臭気対策のため、廃ガス燃焼装置を設置</p> <p>S 40. 5 日本プタノール(株)四日市工場 操業開始</p> <p>昭和四日市石油、高層煙突 ( 120m )( 100m ) を設置</p> <p>コンビナート各社、地盤沈下防止のため、地下水の使用量を削減する冷却塔の設置が始まる。以後各社は地下水規制により冷却塔を建設</p> <p>S 41 中部電力三重火力発電所、ばい煙濃度を低減するため、燃料転換 ( 石炭混焼 重油専焼 ) を実施</p> <p>石原産業(株)四日市事業所、脱硫 ( アルカリ法 ) 設備および電気集じん機を設置</p>
---	--	--

<p>S 42. 6 四日市公害対策協議会が「公害犠牲者追悼・抗議の市民集会」を開催</p> <p>7 四日市市職員労働組合が定期大会で、公害訴訟提起と支援について特別決議</p> <p>8 弁護士が磯津公民館で「四日市公害訴訟現地説明会」</p> <p>9 磯津の患者9人が6社を相手にして慰謝料請求の訴訟を津地裁四日市支部に提起（四日市公害訴訟始まる）</p> <p>9 四日市市職員労働組合などの公務員労組が中心になっての「公害訴訟を支持する会」準備会発足</p> <p>10 「中学生公害病患者の追悼市民集会」開催</p> <p>11 四日市公害訴訟第一回口頭弁論の前夜、「公害訴訟を支持する集会」がもたれ、支持する会が正式に発足</p> <p>12 第一回口頭弁論</p> <p>12 四日市市雨池町44戸集団移転（S43年まで）</p>	<p>11 三重県、テレメータ方式による大気汚染の常時監視開始（四日市市内 磯津町、三浜小学校、保健所、窯業試験場）</p> <p>11 四日市市塩浜地区都市改造事業調査（35万㎡）（S43年まで）</p> <p>12 四日市市中央緑地公園 建設開始（28万㎡）（S44年3月完成）</p> <p>S 42. 2 第3コンビナートの霞ヶ浦埋立採決</p> <p>7 「三重県公害防止条例」公布</p> <p>8 「公害対策基本法」公布、施行</p> <p>8 「三重県公害審議会」設置（20人）</p> <p>8 「三重県公害センター」を四日市市に設置（大気汚染の常時監視と分析業務を一元化）</p> <p>12 「三重県公害保健医療研究協議会」（県、四日市市、四日市医師会等）発足</p>	<p>S 42. 6 高純度シリコン(株) 操業開始</p> <p>9 クラレ油化(株)（現、三菱化学(株)）四日市工場 操業開始</p> <p>10 東邦石油樹脂(株)（現、東邦化学工業(株)）四日市工場 操業開始</p> <p>大協石油(株)四日市製油所、高層煙突（120m）を設置（S60年撤去）</p> <p>三菱油化四日市事業所、高層煙突を設置</p> <p>昭和四日市石油、高層煙突（110m）を設置</p>
<p>S 43. 5 「第一回公害対策全国連絡会議」が東京で開催され、四日市からの公害患者が参加</p> <p>7 三重県宗教者平和懇談会が「四日市公害死没者大追悼会」を開催</p> <p>7 「四日市公害を記録する会」発足（機関紙記録「公害」問題を発行）</p> <p>7 公害訴訟の現場検証</p> <p>10 訴訟提起1年後に「四日市公害認定患者の会」が発足</p> <p>10 “きびしい環境基準制定と患者救済の要求署名”4万人余を持ち、バス1台の代表団が上京</p>	<p>S 43. 1 三重県公害防止条例によりばい煙排出基準を設定し規制を開始</p> <p>3 四日市市立塩浜中学校 移転</p> <p>6 「大気汚染防止法」公布</p> <p>6 「騒音規制法」公布</p> <p>8 県立大学が四日市市磯津で動物実験</p> <p>9 「四日市地域公害防止対策協議会」（会長県知事、国・県・市・企業・住民・学者）発足（住民と企業の対話による公害防止をめざす）</p>	<p>S 43. 2 日本アエロジル(株) 操業開始</p> <p>協和油化(株)四日市工場、高層煙突（95m）を設置（あわせて集合化の実施）</p> <p>昭和四日市石油、高層煙突（130m）を設置</p> <p>三菱化成四日市工場、排水中の油分・SS分離設備および中和設備を設置</p>

<p>S 44. 1 第十二回口頭弁論（初の証人尋問はじまる 宮本助教授）</p> <p>1 支持する会主催で「公害裁判を勝ちとる集会」がもたれ、原告側初の証人の宮本助教授が講演</p> <p>3 原告 1 名死亡</p> <p>3 弁護団と支持する会が「公害犠牲者追悼と加害者に抗議する集会」を開催</p> <p>4 第十五回口頭弁論（三重県立大の吉田教授が疫学的に因果関係を証言）</p> <p>6 第十七回～第二十回口頭弁論（吉田教授に反対尋問）</p> <p>8 日本アエロジル廃塩酸水事件（四日市海上保安部検挙）</p> <p>10 公害を記録する会が「公害市民学校（第一期）」（週 2 回、計 10 回）を、磯津公民館を主会場にはじめる</p> <p>12 石原産業硫酸廃液事件（四日市海上保安部検挙）</p> <p>12 第二十一回口頭弁論（大島助教授が亜硫酸ガス濃度とぜんそく発作との相関関係を証言）</p> <p>12 磯津全戸の「公害をなくして住みよい磯津にするための要求」署名を、代表が四日市市長に提出して交渉</p>	<p>12 硫酸化物一般排出基準（K 値）設定</p> <p>S 44. 2 「硫酸化物による大気汚染のための環境基準」閣議決定</p> <p>3 四日市市が騒音規制法による規制地域となる</p> <p>4 三重県公害防止条例施行規則の改正により騒音、振動、ガス、粉じん、臭気の排出基準を設定</p> <p>4 四日市地区における悪臭に関する調査研究開始（県・市）</p> <p>5 内閣総理大臣から四日市地域公害防止計画の策定を指示</p> <p>5 四日市市、第 3 コンビナートと「公害防止協定」締結</p> <p>7 「三重県公害対策協議会」発足（伊勢湾汚水対策推進協議会解消）</p> <p>7 三重県公害モニター（悪臭）設置（四日市市 30 人、三重郡楠町 1 人）</p> <p>12 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（健康被害救済法）」公布</p> <p>12 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」の指定地域（四日市市、三重郡楠町）となる</p>	<p>S 44. 1 大協の重油間接脱硫装置 稼働</p> <p>6 昭和炭酸(株)四日市工場 操業開始</p> <p>第 3 コンビナート稼働を開始</p> <p>大協石油四日市製油所、高層煙突（120m）を設置</p> <p>中部電力三重火力発電所が高層煙突を設置（あわせて集合化の実施）</p> <p>（有）四日市共同排水処理場が日本合成ゴム、三菱油化、三菱化成、味の素 4 社で排水中の BOD の低減のため、活性汚泥処理設備を設置（S 60 年廃止）</p>
<p>S 45. 2 第二十三回口頭弁論（今井講師がラットの動物実験から証言）</p> <p>3 「公害から子どもを守る塩浜母の会」発足</p> <p>4 四日市市霞ヶ浦埋立地完成（126 万 7000 m<sup>2</sup>）</p> <p>6 磯津公民館で患者・漁師などが集会「四日市公害十年を告発する決議」を行う</p> <p>7 青年法律家協会が「第二回公害研究集会」を閉じるにあたり“被害者の立場で献身的に奮闘する”との四日市宣言を採択</p> <p>8 地区反戦と全国実行委員会の「公害と闘う全国行動」3 日目はコンビナート縦断デモ</p>	<p>S 45. 2 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく医療費等の給付開始（国の認定 464 人）</p> <p>4 「水質汚濁に係る環境基準」を閣議決定</p> <p>4 四日市市教育委員会が「公害学習指導資料」を作成</p> <p>6 「公害紛争処理法」公布</p> <p>7 「硫酸化物特別排出基準」設定(最大着地濃度 0.009ppm)</p> <p>9 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（四日市・鈴鹿水域の 6 河川・海域）</p> <p>12 「三重県公害対策審議会」設置（前身、公害審議会）</p> <p>12 「三重県水質審議会」設置</p>	<p>S 45. 3 石原産業が芒硝製造工場を建設（廃硫酸と酸化鉄の利用）</p> <p>6 上野製薬(株)四日市工場 操業開始</p> <p>日本合成ゴム四日市工場、高層煙突(125m)を設置(あわせて集合化の実施)</p> <p>日本アエロジル(株)四日市工場、中和処理を含む排水処理設備を設置</p> <p>石原産業四日市事業所、工場内の廃酸・廃液・排水の中和および SS を削減するため、廃液中和処理工場を設置</p> <p>協和油化四日市工場、工場排水の COD を低減するため、活性汚泥処理設備を設置</p>

<p>10 第三十回口頭弁論（体験証人 3 人の証言）</p> <p>10 富田地区連合自治会は第 3 コンビナートの「公害発生 の場合は誠意をもって臨機の措置をとる」との確約書 を受け入れる</p> <p>11 小学生公害認定患者死亡により「追悼と抗議の市民集 会」開催</p> <p>S 46. 2 「四日市公害と戦う市民兵の会」発足（機関紙「公害 トマレ」発行）</p> <p>2 第三十四回口頭弁論（被告企業「ウチは磯津に関係な い」）</p> <p>2 津地裁が石原産業と工場幹部を起訴</p> <p>2 磯津の住民が「魚の住める海とぜんそくのない空気を とりもどす四日市公害原点・磯津集会」開催</p> <p>3 三重県労協を中軸に「四日市公害訴訟県共闘会議」を 結成</p> <p>3 第三十五回口頭弁論（被告証人に反対尋問）</p> <p>4 第三十七回口頭弁論（塩浜病院で初の臨床尋問）</p> <p>5 市民兵の会主催、患者の会・記録する会共催で、「第 二期公害市民学校」はじまる。週 1 回、計 8 回</p> <p>7 最年少原告死亡</p> <p>9 市民兵の会が患者の会と「亜硫酸ガスの検知紙調査」 を始める</p> <p>9 市内各所で目が痛いと訴える市民があり、公害センタ ーは「四日市特有の光化学スモッグ」と判断</p> <p>9 100 人余の患者・家族が「二次訴訟原告団」（予定） を結成</p> <p>9 第四十四回口頭弁論（原告本人尋問）</p> <p>10 第四十六回口頭弁論（原告本人尋問最終）</p> <p>10 市民兵の会が二次原告の児童と母親を対象に「反公害 磯津寺子屋」を磯津公民館ではじめた</p>	<p>12 「水質汚濁防止法」（「水質保全法」、「工場排水規制法」 廃止）により県下全域が規制範囲となる</p> <p>S 46. 2 四日市市霞ヶ浦緑地建設開始（21 万 2000 m<sup>2</sup>）（S 48 年完 成）</p> <p>4 「四日市地域公害防止計画事業（第 1 期）（S 46～50 年 度）」開始（港湾堆積汚泥浚渫等）</p> <p>5 「四日市市霞ヶ浦地域公災害防止協議会」発足</p> <p>5 「騒音に係る環境基準」を閣議決定</p> <p>6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（津松阪地先、伊 勢地先海域等）</p> <p>6 「悪臭防止法」公布</p> <p>7 「環境庁」発足</p> <p>7 県公害センターが高煙突化による広域汚染状況を発表</p> <p>8 「四日市港水質等調査連絡協議会」発足（県、四日市市、 四日市港管理組合）</p> <p>9 「鈴鹿川浄化対策促進協議会」発足（四日市市、鈴鹿市、 亀山市、楠町、関町）</p> <p>9 四日市市「医療手当の特別措置要綱」制定</p> <p>9 市公害対策課が高煙突化による汚染拡大を発表</p> <p>10 四日市市が大気汚染防止法に基づく政令市になる</p> <p>10 「四日市地区大気汚染対策協議会」解散</p> <p>10 「三重県公害防止条例」制定（旧公害防止条例の全面改 正）</p> <p>12 「水質汚濁に係る環境基準」告示</p> <p>12 市議会は無記名投票で霞ヶ浦第 3 コンビナート増設の埋</p>	<p>日本合成ゴム四日市工場、排ガス中の臭気を除去する ため、アルカリ洗浄塔を設置</p> <p>S 46. 3 東洋曹達工業(株)四日市工場・新大協和石油化学(株)（現、 東ソー(株)）四日市工場 操業開始</p> <p>3 霞共同事業(株)操業開始 第 3 コンビナート各社の工場 排水のため、活性汚泥処理設備を設置</p> <p>9 四日市帝酸オキシトン(株)四日市工場 操業開始</p> <p>石原産業四日市事業所、脱硫（アルカリ法）設備・電 気集じん機を設置</p> <p>新大協和石油化学(株)四日市工場、高層煙突（180m）を 設置（あわせて集合化の実施）</p> <p>石原産業四日市事業所、高層煙突（140m×3 本）を設 置</p> <p>昭和四日市石油、活性汚泥処理設備を設置</p> <p>霞共同事業、第 3 コンビナート各社の工場排水のため、 活性汚泥処理設備を設置（廃熱利用、汚泥肥料化）</p> <p>三菱化成四日市工場、活性汚泥処理等の設備を設置</p> <p>石原産業四日市事業所、排水の中和および SS 削減のた め排水処理設備を設置</p> <p>日本合成ゴム四日市工場、総合排水処理設備を設置</p> <p>大協石油四日市製油所、活性汚泥処理設備を設置</p>
---	--	--

<p>11 支持する会が磯津公民館で「第一次勝利、第二次支援、磯津決起集会」を開催</p> <p>12 支持する会・県共闘主催の「四日市公害訴訟の勝利をめざす集会」が開催</p> <p>12 「霞ヶ浦の第二次・三次埋立反対住民集会」開催</p> <p>12 第五十回口頭弁論(吉村助教授が亜硫酸ガスと風向について証言)</p>	<p>立を可決</p>	
<p>S 47. 2 第五十四回口頭弁論(原告最終弁論)結審</p> <p>3 三菱油化の河原田工場建設計画(エチレン 30 万トンプラント)に反対し患者の会が河原田地区川尻町「公害教室」開催</p> <p>5 弁護団が磯津公民館で、二次原告予定者の事情聴取</p> <p>6 三菱油化が河原田進出を一時断念すると発表</p> <p>7 四日市公害損害賠償事件 判決 仮執行(石原産業が代表して 9,500 万円の賠償金を支払う)</p> <p>7 被告 6 社が控訴断念</p> <p>9 磯津地区公害患者の自主交渉開始 11 月妥結</p>	<p>S 47. 1 三重県、上乗せ排出基準を定める条例施行(大気、水質)</p> <p>1 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示</p> <p>4 「三重県環境解析プロジェクトチーム」発足(硫黄酸化物総量規制の具体的手法検討)</p> <p>4 「三重県公害防止条例」改正、施行(全国で初の本格的な硫黄酸化物の総量規制を導入)</p> <p>5 三重県、四日市市内で初の光化学スモッグ測定開始(四日市北高等学校、四日市南中学校、四日市市役所、公害センター)</p> <p>6 「三重県光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」制定</p> <p>6 四日市地区で光化学スモッグ注意報初めて発令</p> <p>7 「三重県公害事前審査会条例」施行(工場・事業場の新增設に伴う公害の未然防止のための技術審査)</p> <p>8 「三重県大気汚染緊急時対策実施要綱」制定</p> <p>9 「三重県公害防止条例施行規則」改正、強化(硫黄酸化物総量規制基準の強化)</p> <p>10 「四日市港水質汚濁防止対策協議会」設置</p> <p>11 三重県環境汚染解析プロジェクトチーム、知事に対し、四日市地域に係る硫黄酸化物の大気汚染解析結果を報告[中間目標(S 49 年度) 0.025ppm、最終目標(中間目標達成後なるべく早期) 0.017ppm]</p>	<p>S 47. 4 日本エタノール(株)四日市工場 操業開始</p> <p>味の素(株)東海工場、高層煙突(115m)設置</p> <p>中部電力四日市火力、1・2号ボイラーに電気集じん機を設置</p> <p>日本板硝子(株)四日市工場、燃料転換を実施 S 分 2.25% 0.90%に変更(S 48 年 S 分 0.6%)</p> <p>大協石油四日市製油所、電気集じん機を設置</p> <p>新大協和石油化学四日市工場、電気集じん機を設置</p> <p>昭和四日市石油、高層煙突(200m)を設置、所内煙突の集中化の実施</p> <p>三菱化成四日市工場、三菱油化と共同で高層煙突(175m)を設置(あわせて集中化の実施)</p> <p>中部電力四日市火力、凝集沈殿槽を設置</p> <p>三菱化成ポリテック(株)四日市工場、SS 浮上分離設備、活性汚泥処理設備を設置</p> <p>三菱油化四日市事業所、活性汚泥設備等を設置</p> <p>コンビナート各社、大気に排出される二酸化硫黄量を監視するため、テレメータを設置</p>
<p>S 48. 5 患者の会が商工会議所で財団準備委員会代表と“財団構想”について交渉</p> <p>8 公害訴訟を支持する会が解散したあと、「四日市から</p>	<p>S 48. 1 四日市市、「公害に係る健康被害の救済特別措置要領」実施</p> <p>2 四日市市が悪臭防止法による規制地域となる</p>	<p>S 48 日本合成ゴム四日市工場、脱硫(ウエルマンロード法)設備および新設ボイラーに NOx 削減のため排ガス再循環設備を設置</p> <p>昭和四日市石油、脱硫装置(シェル法)を設置</p>

<p>公害をなくす会」結成大会がもたれ、9月1日には四日市公害をなくす会が設立総会をもった</p> <p>9 「四日市公害対策協力財団」設立（県知事認可）(基金拠出企業18社) 解散（S53.3）</p>	<p>2 三重県公害センターの新築移転(煙源監視テレメータ等を整備)</p> <p>3 四日市地域主要16工場の煙源テレメータ方式による燃焼状況の常時監視開始</p> <p>4 「三重県公害防止条例同条例施行規則」改正、施行(テレメータ方式による硫酸化物排出量等の電送)</p> <p>5 「大気汚染に係る環境基準」告示</p> <p>10 「公害健康被害補償法(公健法)」公布</p>	<p>三菱化成ポリテック四日市工場、粉じん捕集設備を設置</p> <p>石原産業四日市事業所、脱硫(NaOH法)設備を設置</p> <p>松下電工(株)四日市工場、活性汚泥処理設備を設置</p> <p>大協石油四日市製油所、ろ過設備を設置</p>
<p>S49.4 日本アエロジル四日市工場が塩素ガス流出事故</p>	<p>S49.3 「三重県公害防止条例」改正(工場新增設許可制に係る地域指定、炭化水素系物質ならびに悪臭物質の規制及び天白川水域の排出上乘せ規制を加える)</p> <p>6 「大気汚染防止法」の一部を改正する法律(硫酸化物の総量規制の導入)公布</p> <p>6 「公害健康被害補償法」の改正、公布(自動車重量税収引当方式の採用)</p> <p>6 三重県、四日市港堆積汚泥浚渫事業を告示</p> <p>9 「三重県公害防止条例」改正(窒素酸化物およびCOD(化学的酸素要求量)の総量規制等)</p> <p>9 「公害健康被害補償法」が施行され新法の指定地域に移行</p> <p>10 「公害健康被害補償法」に基づき、「四日市市公害健康被害認定審査会」及び「四日市市公害診療報酬審査委員会」を設置し、認定患者の救済を開始</p> <p>11 三重郡楠町全域、公害健康被害補償法に基づく地域指定</p> <p>12 「三重県公害健康被害認定審査会条例」公布</p>	<p>S49.10 大日本インキ化学工業(株) 操業開始</p> <p>三菱油化四日市事業所、脱硫(石灰石膏法)設備2基 四日市・川尻工場 を設置</p> <p>高純度シリコン(株)、焼転換C重油 A重油</p> <p>石原産業四日市事業所、脱硫(石灰石膏法)設備および除じん設備を設置</p> <p>日本板硝子四日市工場、脱硫(石灰石膏法)設備および高層煙突(111m)を設置</p> <p>三菱化成四日市工場、脱硫設備を設置</p> <p>三菱油化四日市事業所、グランドフレアーの設置</p> <p>石原産業四日市事業所、脱硫(NaOH法)設備を設置</p> <p>中部電力四日市火力、1・2号ボイラー燃料を重油からナフサ・原油に転換(S50年3号ボイラーも同様転換)</p> <p>三菱油化四日市事業所、排ガス洗浄設備を設置(S50年追設)</p> <p>三菱化成四日市工場、タンク群のハイドロカーボン対策(ベルトコンデンサー・浮屋根取り付け)を実施</p> <p>三菱瓦斯化学四日市工場、脱硫(石灰石膏法)設備を設置</p> <p>石原産業四日市事業所、排水ろ過設備を設置</p> <p>大協石油四日市製油所、凝集加圧浮上設備を設置</p> <p>松下電工四日市工場、ホルマリン臭気対策のため、脱</p>

	<p>S 50. 1 四日市地域、三重県条例によるばいじんの上乘せ基準適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 「三重県公害健康被害認定審査会」を設置</li> <li>3 四日市市、従来の公災害防止協定書を「公害防止協定書」および「災害防止協定書」2本立てにし、コンビナート関連工場との間で締結</li> <li>4 「三重県公害防止条例」改正、施行（地下水の採取の規制を追加）</li> <li>7 四日市市、「公害健康被害者療養運営委員会」設置</li> <li>11 三重県・四日市市、公害健康被害者成人転地療養事業実施（以後毎年実施）</li> </ul>	<p>臭塔取り付け</p> <p>S 50. 5 日曹油化工業(株)四日市工場操業開始</p> <p>中部電力四日市火力、NOx を低減するため、排ガス混合装置等を設置</p> <p>大協石油四日市製油所、高層煙突（125m）を設置</p> <p>日本合成ゴム四日市工場、低 NOx バーナーに取り換え</p> <p>協和油化四日市工場、脱硫設備を設置(当初、CaSO4法、S 59 年 Mg(OH)2 法に転換)</p> <p>新大協和石油化学四日市工場、タンク群にハイドロカーボン対策を実施、脱硫（ウエルマンロード法）設備・脱硝（NH3 接触還元法）設備を設置</p> <p>三菱油化四日市事業所、NOx 低減対策のため、排ガス再循環設備を設置</p> <p>協和油化四日市工場、製品タンク群にハイドロカーボン対策を実施</p> <p>中部電力三重火力発電所、NOx 総量を低減するため、排ガス混合装置等を改造</p> <p>味の素東海工場、脱硫設備を設置</p>
<p>S 51. 6 コンビナートで失われた海岸、泳げる海を返せと、「四日市入浜権をとりもどす会」が霞ヶ浦で抗議と要求の水泳デモ</p> <p>11 公害患者の会、弁護団、映画サークルなどが製作の映画「ほんとうの青空を」（30分）が完成</p>	<p>S 51. 2 三重県「大気汚染防止法に基づく四日市地域硫黄酸化物総量削減計画および総量規制基準」を告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6 環境週間事業として四日市市内公立小学校で公害学習指導を始める</li> <li>6 「振動規制法」公布</li> <li>8 四日市市、公害健康被害児童の転地療養事業実施（S 59 年度まで毎年実施）</li> <li>8 「三重県公害防止条例」改正（硫黄酸化物の総量規制が大気汚染防止法に移行するための一部改正）</li> </ul>	<p>S 51 東ソー四日市工場、Cl2 ガス吸収のため、NaOH 吸収塔設備を新設</p>
<p>S 52. 3 四日市地域において二酸化硫黄の環境基準達成（S 51 年度測定結果）</p>	<p>S 52 3 三重県、四日市市、公害健康被害補償法に基づく家庭療養事業実施（以後継続実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4 三重県公害防止条例により地下水揚水量 20%削減実施</li> </ul>	<p>S 52 大協石油四日市製油所、排水中に含まれる NH3、有機硫黄化合物を除去するため、スチームストリッピングによる排水処理装置を設置</p>
<p>S 53. 3 四日市公害対策協力財団 解散</p>		

	<p>S 53 四日市地域公害防止計画（第 2 期）（S 53～57 年度）</p> <p>1 四日市市ほか 12 市 4 町村、振動規制法による規制地域となる</p> <p>4 四日市市「公害健康被害者特別救済措置要領」実施</p> <p>4 四日市市立納屋小学校で自動車排出ガス測定開始</p> <p>6 水質汚濁防止法の改正により水質総量規制制度導入</p> <p>7 「二酸化窒素に係る環境基準」改定</p>	<p>S 53 霞共同事業、活性汚泥処理排水の水質向上のため、凝集沈殿槽、砂る過設備を追設</p>
<p>S 54. 3 日本アエロジル事件 津地裁で有罪判決（その後最高裁で無罪）</p>	<p>S 54. 3 三重県「環境影響評価の実施に関する指導要綱」施行</p> <p>4 四日市市、「公害健康被害者みたき保養所」竣工</p> <p>6 伊勢湾の COD 総量規制施行</p> <p>7 「三重県公害防止条例」改正、施行（工場等の許可基準の改正）</p> <p>8 「三重県環境保全事業団」発足</p> <p>9 「三重県公害防止条例施行規則」改正、施行（窒素酸化物総排出量規制基準の改正）</p>	<p>S 54 三菱油化四日市事業所、排煙ミストセパレーターを設置（S 55 年川尻工場、高層煙突にも設置）</p>
<p>S 55. 3 石原産業硫酸廃液事件 津地裁で有罪判決</p>	<p>12 三重県「環境影響技術指針」策定</p> <p>S 55. 4 「富栄養化対策連絡会」設置</p> <p>4 三重県、水質テレメータ監視システム導入</p> <p>S 56. 3 四日市市独自による公害患者の救済終了</p> <p>6 「大気汚染防止法施行令」一部改正（窒素酸化物総量規制の導入）</p> <p>6 公害患者に成人日帰りリハビリテーション事業を開始（以後毎年実施）</p>	<p>S 55. 3 コンビナート各社、排水の水質を監視するため、テレメータを設置</p>
<p>S 57. 7 四日市公害判決十年を考える市民集会を、各地の患者の会も参加して開催</p>	<p>7 「三重県小規模事業場等排水処理対策指導要領」制定</p> <p>S 57. 6 「大気汚染防止法施行規則」改正、施行（ばいじん排出基準の改正、強化）</p> <p>8 公害保健事業として水泳訓練事業を開始（以後毎年実施）</p>	<p>S 57 松下電工四日市工場、脱硫（Mg(OH)<sub>2</sub> 法）設備を設置</p> <p>三菱油化四日市事業所、脱硫（石炭石膏法）設備・低 Nox 燃焼（炉内脱硝法）設備・高層煙突（120m）を設置</p>

	<p>11 三重県、「生活排水対策連絡会議」を設置</p> <p>S 58 四日市地域公害防止計画（第 3 期）（S 58～62 年度）</p> <p>12 「三重県生活排水対策推進要綱」制定</p> <p>S 60. 6 「大気汚染防止法施行令同法施行規則」改正、施行（小型ボイラーを規制対象に追加）</p> <p>8 公害保健事業として親子健康教室（音楽訓練）を開始（以後毎年実施）</p> <p>10 「四日市市自然環境保全対策協議会設置要綱」制定</p> <p>S 61.10 「四日市市自然環境保全対策協議会」発足</p>	<p>味の素東海工場、高酸素法活性汚泥処理設備および汚泥焼却設備を設置</p> <p>三菱瓦斯化学四日市工場、活性汚泥処理設備を設置</p> <p>S 58 石原産業四日市事業所、排水の中和、SS の沈降分離のため、排水中和および凝集沈殿設備を設置</p> <p>S 60 新大協石油化学四日市工場、2 号ボイラー燃料転換に伴い脱硫設備を設置</p> <p>石原産業四日市事業所、廃液中和処理工場を更新</p> <p>S 61 三菱化成四日市工場、脱硫設備を設置</p> <p>高純度シリコン、低 NOx バーナー取り付け</p>
<p>S 62. 7 日弁連の公害環境保全委員会の現地調査が磯津公民館であり、患者・住民などからの聞きとりと懇談</p> <p>7 実行委員会主催“四日市公害判決十五周年のつどい”を四日市市文化会館で開催</p> <p>12 環境庁より四日市市が「星空の街」に選定される</p>	<p>S 62. 2 公害健康被害補償法の指定解除について、三重県知事、四日市市長意見を内閣総理大臣に提出</p> <p>7 「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量についての総量規制基準」施行</p> <p>11 「公害健康被害補償法」の一部改正（第一種地域の指定解除等）</p>	<p>S 62 中部電力四日市火力、3 号ボイラーに NOx 対策のため、脱硫設備（NH3 接触還元法）を設置</p> <p>中部電力四日市火力、1・3 号ボイラー燃料をナフサ、原油より LNG に転換</p>
<p>S 63. 3 市民兵の会が「第三期公害市民学校」を開催</p>	<p>S 63 四日市地域公害防止計画（第 4 期）（S 63～H2 年度）</p> <p>3 「公害健康被害者補償等に関する法律」が施行され、公害患者の新規認定制度がなくなる</p> <p>4 四日市市公害対策審議会、四日市市自然環境保全対策協議会を再編し、「四日市市環境保全審議会」を設置</p> <p>4 四日市市、公害対策課を「環境保全課」に改組</p> <p>5 「三重県産業廃棄物処理指導要綱」制定</p> <p>9 三重県、「大気汚染防止法に基づく硫酸化物に係る総量規制基準」及び「大気汚染防止法に基づく燃料使用基準」告示</p>	<p>S 63. 9 ビーエーエスエフジャパン(株)四日市工場 操業開始</p> <p>昭和四日市石油、脱硝設備（NH3 接触還元法）を設置</p> <p>中部電力四日市火力、高層煙突（200m）を設置</p> <p>中部電力四日市火力、4 号系列に脱硝設備（NH3 接触還元法）を設置</p> <p>霞共同事業所、第 3 コンビント各社の新增設に対応して、活性汚泥処理設備等を増設</p>

	<p>12 三重県、「生活排水処理施設の整備に係る基本方針」策定</p> <p>H 1. 3 「三重県環境基金」を設置</p> <p>3 三重県、「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」の一部改正を告示</p> <p>6 「水質汚濁防止法」一部改正（有害物質を含む水の地下への浸透禁止、事故時の措置）</p> <p>9 「三重県地球環境問題対策会議」を設置</p> <p>12 「大気汚染防止法」一部改正（特定粉じんとして石綿を指定）</p> <p>H 2. 3 三重県および四日市市の出捐により「(財)環境技術移転センター」(現、「(財)国際環境技術移転研究センター」)設立</p> <p>H 3 「四日市地域公害防止計画（第5期）(H3～7年度)」</p> <p>3 三重県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定を告示</p> <p>3 三重県「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を公告</p> <p>8 環境庁「土壌の汚染に係る環境基準」設定を告示</p> <p>11 三重県「伊勢湾富栄養化対策指針」を策定</p> <p>H 5. 2 窒素酸化物に係わる総量規制を見直し（県条例規則改正）</p>	<p>H 1 三菱化成四日市工場、ボイラー更新にあわせて、脱硝装置・電気集じん機・脱硫装置を設置</p> <p>三菱化成ポリッテク四日市工場、酸素法活性汚泥処理設備・脱窒槽を設置</p> <p>中部電力三重火力発電所、三重火力発電所廃止</p> <p>H 2 コスモ石油四日市製油所、脱硝設備(NH3 接触還元法)を設置</p> <p>味の素東海工場、低NOxバーナー取り付け</p> <p>日本合成ゴム四日市工場、脱硫方法の変更(ウエルマンロード法よりMg(OH)2法)脱硝設備・除じん(バグフィルター)等の設備を設置</p> <p>石原産業四日市事業所、脱硝(NH3 接触還元法)設備を設置</p> <p>三菱化成四日市工場、活性汚泥処理設備を設置</p> <p>H 4 三菱瓦斯化学四日市工場、脱硝(NH3 接触還元法)設備、バグフィルター設備、脱硫(Mg(OH)2法)設備を設置</p> <p>東ソー四日市事務所、脱硝(NH3 接触還元法)設備、脱硫Mg(OH)2法)設備、湿式電気集じん機を設置</p>
--	---	--

10 窒素・リンの環境基準と排水基準施行

11 「環境基本法」公布、施行

H 6. 3 「四日市市地域開発環境配慮指針」策定

7 「三重県地球環境保全行動計画（アジェンダ 21 みえ）」  
策定

H 7. 3 「三重県環境基本条例」制定

3 「四日市市環境基本条例」制定

3 「四日市市環境計画」策定

6 四日市市、「グローバル 500 賞」受賞

9 四日市市、「快適環境都市宣言」を行う